

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 中長期目標（第2期）等の変更について

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の中長期目標・計画については、令和2年度から第2期中長期目標期間となる5年間に開始されたところ。
- 他方で、新型コロナウイルス感染症への対応に係る令和2年度補正予算の措置や健康・医療分野のムーンショット目標の策定等の状況変化を踏まえ、以下のような観点から AMED 第2期中長期目標・計画を変更する必要がある。
 - ①令和2年度補正予算において措置された事業（ワクチン開発推進事業など）等について中長期目標上 AMED に対して指示
 - ②健康・医療分野のムーンショット目標（令和2年7月14日決定）を踏まえた所要の変更及び評価軸の設定
 - ③その他所要の変更（医療分野研究開発推進計画の決定を踏まえた表現変更など）

（参考）参照条文

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2（略）

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年

法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5～6 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三～七 (略)

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）（抄）

(基金の設置等)

第十七条の二 機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(以下この条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2～3 (略)

(中長期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与)

第二十条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

2 主務大臣は、通則法第三十五条の七第一項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。